

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住 所 福井県丹生郡越前町下糸生136号10番地

氏 名 株式会社クリーン丹南 代表取締役 五十島 由行
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日
許可の有効年月日令和 3年11月9日
令和10年11月8日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含む

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、
ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に
伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類 以上12種類

(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは
保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

所在地：面積

産業廃棄物の種類：保管上限：高さ（屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。）

福井県丹生郡越前町下糸生136号10番地：202㎡

廃油：1㎡

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、
コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び
陶磁器くず」、がれき類の混合物：40㎡廃プラスチック類、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴
って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」の混合物：24㎡

廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの混合物：18㎡ 木くず：8㎡

「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの
を除く。）及び陶磁器くず」、がれき類の混合物：5㎡ 金属くず：8㎡ 紙くず8㎡

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 平成 7 年 3 月 9 日 新規許可

(2) 平成 12 年 3 月 9 日 更新許可

(3) 平成 15 年 1 月 9 日 変更許可

- ・事業の範囲を「積替保管を含まない」から「積替保管を含む」に変更し、積替保管を行う産業廃棄物の種類に廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類を追加

(4) 平成 17 年 3 月 9 日 更新許可

(5) 平成 22 年 4 月 19 日 更新許可

(6) 平成 27 年 3 月 20 日 更新許可

(7) 令和 2 年 4 月 7 日 更新許可

(8) 令和 3 年 11 月 9 日 更新許可・優良認定

(9) 令和 5 年 8 月 7 日 再交付

- ・代表者の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無